

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために
必要な財源の確保に関する特別措置法に係る所得税の取扱い
(復興特別所得税の取扱いについて)(情報)

目 次

I 制度の概要

1	復興特別所得税の納税義務者	1
2	復興特別所得税の課税の対象	1
3	基準所得税額	1
4	個人に係る復興特別所得税	2
	(1) 復興特別所得税の課税標準	
	(2) 復興特別所得税の額の計算方法	
	(3) 復興特別所得税の申告、納付、還付等	
5	法人に係る復興特別所得税	3
	(1) 復興特別所得税の課税標準	
	(2) 復興特別所得税の額の計算方法	
6	源泉徴収等	3
	(1) 源泉徴収義務者等	
	(2) 年末調整	

II 制度の詳細

第1 総則

1	定義	4
2	法人課税信託の受託者等に対する復興特別所得税の規定の適用	4
3	復興特別所得税の納税義務者及び源泉徴収義務者	4
	(1) 復興特別所得税の納税義務者	
	(2) 復興特別所得税の源泉徴収義務者	
4	復興特別所得税の課税の対象	5
5	基準所得税額	6
6	復興特別所得税の納税地	7

第2 個人に係る復興特別所得税の納税義務

1	個人に係る復興特別所得税の課税標準	8
2	個人に係る復興特別所得税の税率	8
3	外国税額の控除	8
4	復興特別所得税申告書の提出がない場合の税額の特例	9

5	復興特別所得税に係る予定納税	10
6	復興特別所得税に係る課税標準及び税額の申告	10
	(1) 復興特別所得税額の申告	
	(2) 復興特別所得税申告書等の提出	
	(3) 非居住者給与等申告書を提出する場合の復興特別所得税の申告	
	(4) 退職所得の選択課税による還付のための申告書を提出する場合の 復興特別所得税の還付の申告	
7	申告による納付等	14
	(1) 復興特別所得税申告書に係る納付	
	(2) 復興特別所得税の納付の延期、延納の許可	
	(3) 非居住者給与等申告書に係る納付	
8	申告による源泉徴収特別税額等の還付等	15
	(1) 復興特別所得税申告書に係る還付	
	(2) 退職所得の選択課税による還付のための申告書に係る還付	
9	青色申告	17
10	更正の請求の特例	17
11	更正及び決定	18
12	更正等又は決定による源泉徴収特別税額等の還付等	18
13	課税標準の端数計算等	19
14	充当の特例	22
第3	法人の納税義務	
1	法人に係る復興特別所得税の課税標準	23
2	法人に係る復興特別所得税の税率	23
第4	源泉徴収	
1	源泉徴収義務等	24
	(1) 源泉徴収義務者及び対象となる所得の範囲	
	(2) 源泉徴収すべき復興特別所得税の税率	
	(3) 所得税の還付	
	(4) その他	
2	居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例	26
3	年末調整	26

4	源泉徴収に係る復興特別所得税の課税標準の端数計算等	27
5	租税条約の適用がある場合の特例	27
第5 雑則		
1	国税職員の質問検査権等	28
2	復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等	28
	(1) その他の法令の規定の読み替え	
	(2) 更正決定等の期間制限の特例等	
第6	罰則	29

<省略用語例>

この情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示します。

所法……………所得税法

通法……………国税通則法

措法……………租税特別措置法

復興財確法…東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

(注)この情報は平成25年5月21日現在の法令に基づいて作成しています。

I 制度の概要

○ 復興特別所得税の創設

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布され、「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」が創設されました。本情報では復興特別所得税について、その制度の概要等を説明します。

1 復興特別所得税の納税義務者

復興特別所得税の納税義務者は、所得税の納税義務者です。

2 復興特別所得税の課税の対象

居住者及び非居住者については、平成25年から平成49年までの各年分の所得税に係る基準所得税額(後述3参照)が、復興特別所得税の課税の対象です。

また、内国法人及び外国法人については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得税額が、復興特別所得税の課税の対象です。

3 基準所得税額

基準所得税額とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる所得税の額です。

(注) この所得税の額は、外国税額控除を適用しない場合の所得税の額です。また、附帯税の額は除きます。

区 分		基 準 所 得 税 額	
個 人	居住者	非永住者以外	全ての所得に対する所得税の額
		非永住者	国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国外から送金されたものに対する所得税の額
	非居住者	国内源泉所得に対する所得税の額	
法 人	内国法人	利子等及び配当等などに対する所得税の額	
	外国法人	国内源泉所得のうち利子等及び配当等などに対する所得税の額	

4 個人に係る復興特別所得税

(1) 復興特別所得税の課税標準

個人に係る復興特別所得税の課税標準は、その者のその年分の基準所得税額です。

(2) 復興特別所得税の額の計算方法

- ① ②に掲げる者以外の者における復興特別所得税の額は、その者のその年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。

【算式】 復興特別所得税の額 = 基準所得税額 × 2.1%

なお、居住者が納付する各年分の控除対象外国所得税の額が所得税の控除限度額を超える場合には、その超える金額を、その年分の国外所得に対応する復興特別所得税の額を限度として、その年分の復興特別所得税の額から控除します。

- ② 復興特別所得税申告書を提出する義務がない者における復興特別所得税の額は、予納特別税額及び源泉徴収特別税額の合計額となります。

【算式】 復興特別所得税の額 = 予納特別税額 + 源泉徴収特別税額

(3) 復興特別所得税の申告、納付、還付等

① 予定納税

所得税の予定納税をする者は、その予定納税に係る復興特別所得税を所得税の予定納税に併せて国に納付しなければなりません(平成25年から平成49年までの各年分の予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計金額で計算します。)

② 申告

所得税の確定申告書を提出する者は、税務署長に対し、基準所得税額、復興特別所得税額等一定の事項を記載した復興特別所得税申告書を、所得税の確定申告書の提出期限までに、所得税の確定申告書と併せて提出しなければなりません(所得税及び復興特別所得税の申告書に基準所得税額、復興特別所得税額等一定の事項を併せて記載することとなります。)

③ 納付

復興特別所得税申告書を提出した者は、その申告書の提出期限までに、その申告書に記載した納付すべき復興特別所得税額を所得税額と併せて国に納付しなければなりません(申告書に記載した納付すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を納付することとなります。)

④ 還付

復興特別所得税申告書を提出した者について、復興特別所得税額の計算上控除しきれない予納特別税額及び源泉徴収特別税額があるときは、その復興特別所得税を所得税に併せて還付し

ます(所得税及び復興特別所得税の額の計算上控除しきれない予納(特別)税額及び源泉徴収(特別)税額があるときは、その控除しきれない金額を還付します。)

5 法人に係る復興特別所得税

(1) 復興特別所得税の課税標準

法人に係る復興特別所得税の課税標準は、その法人の基準所得税額です。

(2) 復興特別所得税の額の計算方法

復興特別所得税の額は、その法人の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。

【算式】 復興特別所得税額 = 基準所得税額 × 2.1%

6 源泉徴収等

(1) 源泉徴収義務者等

源泉徴収義務者は、源泉徴収税額に係る復興特別所得税を併せて徴収し、その所得税の法定納期限までに、これをその源泉徴収税額と併せて国に納付しなければなりません。

(2) 年末調整

所得税の年末調整をする者は、その年末調整と併せて復興特別所得税についても年末調整を行わなければなりません。

～解説等～

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案要綱(抜粋)

1 総則(第1章関係)

(2) 復興施策に要する費用(平成二十三年度の一般会計補正予算(第1号)及び一般会計予算(第2号)に計上された費用を除き、復興債の収入をもって充てられる費用を含む。)の財源については、歳出の削減並びに復興特別税の収入、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金、日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の処分による収入及び国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入を活用して、確保することとする。(第2条関係)

8 復興特別税の収入の用途等(第7章関係)

(1) 平成24年度から平成49年度までの間における復興特別税の収入は、復興費用及び償還費用(復興債の償還に要する費用をいう。)の財源に充てることとする。(第72条関係)

II 制度の詳細

第1 総則

1 定義(復興財確法6)

復興特別所得税において使用する次に掲げる用語の意義は、それぞれ所得税法、租税特別措置法又は国税通則法に定めるところによります。

所得税法等	居住者(所法2①三)、非永住者(所法2①四)、非居住者(所法2①五)、内国法人(所法2①六)、外国法人(所法2①七)、人格のない社団等(所法2①八)、法人課税信託(所法2①八の三)、確定申告書(所法2①三十七、措法37の12の2⑩ほか)
国税通則法	期限後申告書(通法18②)、修正申告書(通法19③)、更正の請求(通法23②)、更正請求書(通法23③)、更正(通法24、26)、決定(通法25)、附帯税(通法2④)、充当(通法57①)、還付加算金(通法58①)

2 法人課税信託の受託者等に対する復興特別所得税の規定の適用(復興財確法7)

人格のない社団等は、法人とみなして、復興特別所得税に係る規定を適用します。

また、法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、復興特別所得税の規定を適用します(注)。

ただし、後述「**3 復興特別所得税の納税義務者及び源泉徴収義務者**」、「**6 復興特別所得税の納税地**」及び「**第6 罰則**」を除きます。

(注) この規定の適用においては、所得税法第6条の2第2項((法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用))及び第6条の3((受託法人等に関するこの法律の適用))の規定を準用することとされています。

3 復興特別所得税の納税義務者及び源泉徴収義務者(復興財確法8)

(1) 復興特別所得税の納税義務者

復興特別所得税を納める義務がある者は、所得税を納める義務がある居住者、非居住者、内国法人又は外国法人です。

(2) 復興特別所得税の源泉徴収義務者

復興特別所得税を源泉徴収する義務がある者は、源泉所得税を徴収して納付する義務がある者です。

4 復興特別所得税の課税の対象（復興財確法9）

復興特別所得税の課税の対象は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる復興特別所得税の課税の対象のとおりです。

区 分		復興特別所得税の課税の対象
個人	居住者	平成25年から平成49年までの各年分の所得税に係る基準所得税額
	非居住者	
法人	内国法人	平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得税額
	外国法人	

5 基準所得税額(復興財確法10)

基準所得税額とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準所得税額をいいます。ただし、附帯税の額は除きます。

区 分		基準所得税額
個 人	居住者 非永住者 以外	所得税法第7条第1項第1号((課税所得の範囲))に定める所得につき、所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額。ただし、同法第95条((外国税額控除))の規定を除きます。
	居住者 非永住者	所得税法第7条第1項第2号に定める所得につき、所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額。ただし、同法第95条の規定を除きます。
	非居住者	所得税法第7条第1項第3号に定める所得につき、所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額
法 人	内国法人	次に掲げる所得につき、所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額 イ 所得税法第7条第1項第4号に定める所得 ロ 租税特別措置法第3条の3第2項((国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等))に規定する国外公社債等の利子等、同法第6条第1項((民間国外債等の利子の課税の特例))に規定する民間国外債の利子、同条第11項に規定する外貨債の利子、同法第8条の3第2項((国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等))に規定する国外投資信託等の配当等、同法第9条の2第1項((国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例))に規定する国外株式の配当等、同法第41条の9第2項((懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等))に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び同法第41条の12第2項((償還差益等に係る分離課税等))に規定する償還差益
	外国法人	次に掲げる所得につき、所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額 イ 所得税法第7条第1項第5号に定める所得 ロ 租税特別措置法第9条の6第3項((外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例))に規定する外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配、同法第41条の9第2項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等並びに同法第41条の12第2項に規定する償還差益

6 復興特別所得税の納税地(復興財確法11)

復興特別所得税(源泉徴収に係るものを除きます。)の納税地は、復興特別所得税の納税義務者の所得税の納税地です(所法15、16、18①)。

また、源泉徴収に係る復興特別所得税の納税地は、源泉徴収義務者の源泉所得税の納税地です(所法17、18②)。

(注) 復興特別所得税の納税地の指定の処分の取消しがあった場合については、所得税法第19条((納税地指定の処分の取消しがあった場合の申告等の効力))の規定を準用することとされています。

第2 個人に係る復興特別所得税の納税義務

1 個人に係る復興特別所得税の課税標準(復興財確法12)

個人に係る復興特別所得税の課税標準は、その個人のその年分の基準所得税額です。

2 個人に係る復興特別所得税の税率(復興財確法13)

個人に係る復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額です。

【算式】 復興特別所得税の額 = 基準所得税額 × 2.1%

3 外国税額の控除(復興財確法14)

復興特別所得税申告書を提出する居住者が、平成25年から平成49年までの各年分の所得税において外国税額控除の適用を受ける場合において、その年の控除対象外国所得税の額が控除限度額を超えるときは、前述「**2 個人に係る復興特別所得税の税率**」により計算したその年分の復興特別所得税の額のうち、その年において生じた所得でその所得の源泉が国外にあるものに対応するものとして一定の方法により計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除します。

なお、復興特別所得税について外国税額控除の適用を受ける場合には、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書にその控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付が必要です。その控除をされるべき金額は、その金額として復興特別所得税申告書等に記載された金額が限度となります。

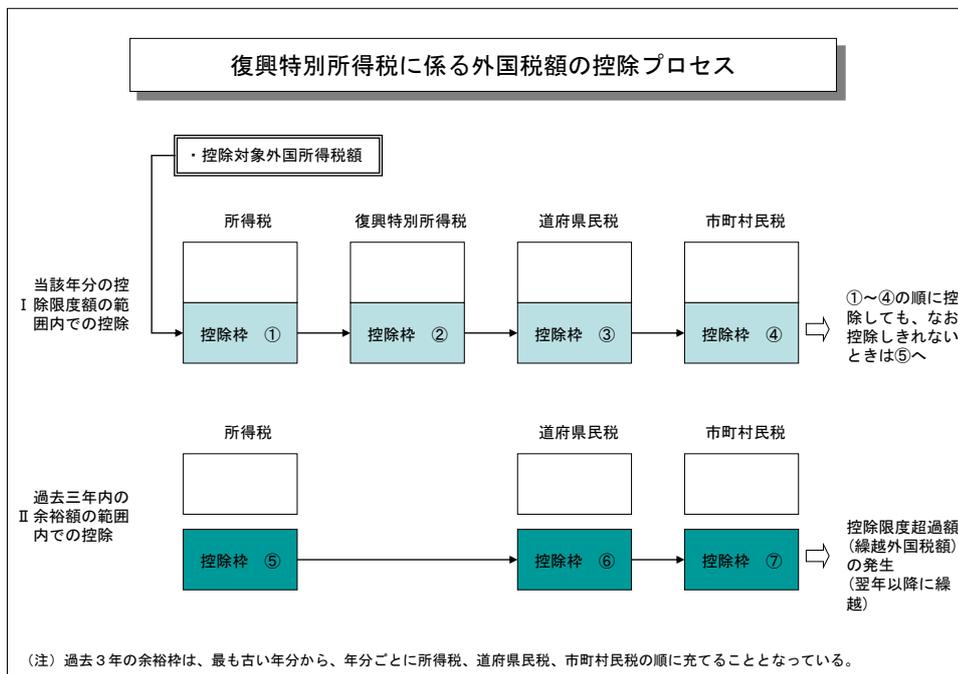
【復興特別所得税に係る外国税額控除のイメージ】

- 控除対象外国所得税の額が所得税の控除限度額を超える場合に、復興特別所得税の控除限度額の範囲内で復興特別所得税から控除

$$\text{所得税の控除限度額} = \text{所得税額} \times (\text{国外源泉所得} / \text{全世界所得}(\ast))$$

$$\text{復興特別所得税の控除限度額} = \text{復興特別所得税額} \times (\text{国外源泉所得} / \text{全世界所得})$$

※ 全世界所得とは、国内源泉所得及び国外源泉所得をいいます。



4 復興特別所得税申告書の提出がない場合の税額の特例(復興財確法15)

復興特別所得税申告書を提出する義務がない者の復興特別所得税の額は、前述1から3によらず、その者のその年分の予納特別税額(「6 復興特別所得税に係る課税標準及び税額の申告」参照)及び源泉徴収特別税額(「6 復興特別所得税に係る課税標準及び税額の申告」参照)の合計額となります。

【算式】 復興特別所得税の額 = 予納特別税額 + 源泉徴収特別税額

5 復興特別所得税に係る予定納税(復興財確法16)

所得税の予定納税をする者で、平成25年から平成49年までの各年分の所得税の予定納税基準額及びその予定納税基準額に100分の2.1を乗じて計算した金額の合計額が15万円以上である者は、所得税の予定納税に係る復興特別所得税を、その所得税の予定納税に併せて国に納付しなければなりません。

(注) 1 所得税の予定納税と併せて納付すべき復興特別所得税については、所得税の予定納税に係る規定を準用することとされています。

(注) 2 復興特別所得税及び所得税の予定納税額の納付があった場合には、その納付額を納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の納付があったものとされます。

【予定納税に係る計算のイメージ】

所得税の予定納税基準額 + 所得税の予定納税基準額×2.1% の計算により算出された額が15万円以上になる場合、予定納税をしなければなりません。

○ 計算例 1

149,000円 + 3,129円 = 152,129円 ≥ 15万円 ⇒ 予定納税しなければなりません。

(予定納税基準額) (予定納税基準額×2.1%)

○ 計算例 2

140,000円 + 2,940円 = 142,940円 < 15万円 ⇒ 予定納税する必要はありません。

(予定納税基準額) (予定納税基準額×2.1%)

6 復興特別所得税に係る課税標準及び税額の申告(復興財確法17)

(1) 復興特別所得税額の申告

所得税の確定申告書を提出すべき者(※)は、次に掲げる事項を記載した申告書(復興特別所得税申告書)を、その確定申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければなりません。

※ 次の規定により所得税の確定申告書を提出すべき者をいいます。

- i 所得税法第120条第1項((確定所得申告))
- ii 所得税法第124条第1項((確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告))
- iii 所得税法第125条第1項((年の途中で死亡した場合の確定申告))
- iv 所得税法第125条第5項においてiiを準用する場合
- v 所得税法第126条第1項((確定申告書を提出すべき者等が出国をする場合の確定申告))

vi 所得税法第127条第1項((年の中途中で出国をする場合の確定申告))

vii i から vi までを所得税法第166条((申告、納付及び還付))で準用する場合

また、前述 i から vii までの規定による確定申告書以外の確定申告書を提出する者についても、次に掲げる事項を記載した申告書(復興特別所得税申告書)を、税務署長に提出しなければなりません。

〔申告書記載事項〕

イ その年分の確定申告書に係る基準所得税額

ロ イに掲げる基準所得税額について、前述「**2 個人に係る復興特別所得税の税率**」及び「**3 外国税額の控除**」により計算した復興特別所得税の額

ハ その年分の源泉徴収特別税額(※1)がある場合には、ロに掲げる復興特別所得税の額からその源泉徴収特別税額を控除した金額

※1 「源泉徴収特別税額」とは、所得税の源泉徴収税額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額(この復興特別所得税の額のうち、出国申告書(※2)を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより還付される金額等がある場合には、その金額を控除した金額)をいいます。

※2 「出国申告書」とは、所得税法第127条に規定する確定申告書に併せて提出する復興特別所得税申告書をいいます。

ニ ハに掲げる金額の計算上控除しきれなかった源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

ホ その年分の予納特別税額(※)がある場合には、ロに掲げる復興特別所得税の額(源泉徴収特別税額がある場合には、ハに掲げる金額)からその予納特別税額を控除した金額

※ 「予納特別税額」とは、次に掲げる税額の合計額(その税額のうち、出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより還付される金額がある場合には、その金額を控除した金額)をいいます。

i 前述「**5 復興特別所得税に係る予定納税**」の規定により納付すべき復興特別所得税の額

ii その年において出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより、後述「**7 申告による納付等**」の規定又は国税通則法第35条第2項((申告納税方式による国税等の納付))の規定により納付した、又は納付すべき復興特別所得税の額

へ ホに掲げる金額の計算上控除しきれなかった予納特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

ト イからへに掲げる金額の計算の基礎等

(2) 復興特別所得税申告書等の提出

その年分の復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書は、その復興特別所得税と年分が同一である所得税に係る確定申告書、修正申告書及び更正請求書に併せて提出しなければなりません。

(注) その年分の復興特別所得税に係る後述「(3) 非居住者給与等申告書を提出する場合の復興特別所得税の申告」若しくは後述「(4) 退職所得の選択課税による還付のための申告書を提出する場合の復興特別所得税の還付の申告」による申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書若しくは更正請求書についても同様です。

なお、その年分の復興特別所得税に係る後述「(3) 非居住者給与等申告書を提出する場合の復興特別所得税の申告書」には、その申告書に係る期限後申告書を含みます。

(3) 非居住者給与等申告書を提出する場合の復興特別所得税の申告

非居住者給与等申告書(所得税法第172条第1項((給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告納税等))に規定する申告書をいいます。)を提出すべき者は、その年分の非居住者給与等申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、その非居住者給与等申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければなりません。

〔申告書記載事項〕

イ 所得税法第172条第1項第1号に掲げる所得税の額及びその所得税の額について、前述「**2 個人に係る復興特別所得税の税率**」により計算した復興特別所得税の額

ロ 所得税法第172条第1項第2号に掲げる所得税の額及びその所得税の額について、前述「**2 個人に係る復興特別所得税の税率**」により計算した復興特別所得税の額

ハ イに掲げる復興特別所得税の額からロに掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

ニ その者が所得税法第171条((退職所得についての選択課税))に規定する退職手当等について同条の選択をする場合には、次に掲げる事項

(イ) 所得税法第172条第2項第1号に掲げる所得税の額及びその所得税の額について、前述「**2 個人に係る復興特別所得税の税率**」により計算した復興特別所得税の額

(ロ) 所得税法第172条第2項第2号に掲げる所得税の額及びその所得税の額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額(その所得税の額のうち同法第170条((分離課税に係る所得税の税率))の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、その所得税の額について、前述「**2 個人に係る復興特別所得税の税率**」により計算した復興特別所得税の額を含みます。)

(ハ) (イ)に掲げる復興特別所得税の額から(ロ)に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

ホ イ及びニ(イ)に掲げる金額の計算の基礎等

(4) 退職所得の選択課税による還付のための申告書を提出する場合の復興特別所得税の還付の申告

退職所得の選択課税による還付のための申告書(所得税法第173条第1項((退職所得の選択課税による還付のために申告))に規定する申告書をいいます。)を提出する者は、その年分のその申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければなりません。

〔申告書記載事項〕

- イ 所得税法第172条第2項第1号に掲げる所得税の額及びその所得税の額について、前述「**2 個人に係る復興特別所得税の税率**」により計算した復興特別所得税の額
- ロ 所得税法第172条第2項第2号に掲げる所得税の額及びその所得税の額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額(その所得税の額のうち同法第170条の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、その所得税の額について、前述「**2 個人に係る復興特別所得税の税率**」により計算した復興特別所得税の額を含みます。)
- ハ ロに掲げる復興特別所得税の額からイに掲げる復興特別所得税の額を控除した金額
- ニ イに掲げる金額の計算の基礎等

～解説等～

申告書には、復興特別所得税の額から源泉徴収特別税額を控除した額や復興特別所得税の額から予納特別税額を控除した額等を記載することとなっています(6(1)参照)。

ところで、納付すべき復興特別所得税及び所得税に係る確定金額や予定納税の額の端数計算は、復興特別所得税及び所得税の額の合計額を基に行うこととされています(5の(注)2及び13参照)。

このことから、申告書上もこれらの額は復興特別所得税及び所得税の合計額から源泉徴収特別税額及び源泉徴収税額の合計額を控除した額や復興特別所得税及び所得税の合計額から予納特別税額及び予納税額の合計額を控除した額を記載することとなります。

～質疑応答～

【問】復興特別所得税及び所得税は併せて申告、納付することとなっていますが、どのように申告、納付することとなりますか。

【答】復興特別所得税及び所得税はそれぞれ別々の税ですが、復興特別所得税及び所得税の確定金額の端数計算については、復興特別所得税及び所得税の確定金額の合計額によって行うこととされていますから、申告及び納付においても一枚の申告書に合計額を記載し、一枚の納付書を用い合計額を納付することとなります。

7 申告による納付等(復興財確法18)

(1) 復興特別所得税申告書に係る納付

① 復興特別所得税申告書を提出した者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる納付すべき復興特別所得税額に相当する復興特別所得税をその復興特別所得税申告書の提出期限までに、国に納付しなければなりません。

i 源泉徴収特別税額があり、かつ、予納特別税額がない場合・・・6(1)ハに掲げる金額

ii 予納特別税額がある場合・・・6(1)ホに掲げる金額

iii i及びii以外の場合・・・6(1)ロに掲げる金額

② 復興特別所得税を納付する場合(※1)において、所得税法第128条から第130条まで((確定申告による納付等))(同法第166条((申告、納付及び還付))において準用する場合を含みます。)の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるとき(※2)は、その復興特別所得税は、その所得税に併せて納付しなければなりません。

※1 国税通則法第35条第2項((申告納税方式による国税等の納付))の規定により復興特別所得税を納付する場合を含みます。

※2 国税通則法第35条第2項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるときを含みます。

(注) この②による復興特別所得税及び所得税の納付があった場合には、その納付額を納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の納付があったものとされます。

(2) 復興特別所得税の納付の延期、延納の許可

① 復興特別所得税申告書を提出した者が納付すべき復興特別所得税の額の2分の1に相当する金額以上の復興特別所得税を納付の期限までに国に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の5月31日までの期間、その納付を延期することができます。

なお、所得税法第133条第1項((延払条件付譲渡に係る所得税額の延納の手続等))の申請書を提出する場合には、その納付すべき復興特別所得税の額からその申請書に記載した延払条件付譲渡に係る延納を求めようとする復興特別所得税の額を控除した額をいいます。

② 税務署長は、所得税法第132条第1項((延払条件付譲渡に係る所得税額の延納))の規定により納付すべき所得税の延納の許可をする場合には、その延納に係る所得税の額に100分の2.1を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の延納を併せて許可するものとします。

(注) 復興特別所得税の納付の延期、延納の許可については、所得税法第131条第2項及び第3項((確定申告税額の延納))、第132条第2項((延払条件付譲渡に係る所得税額の延納))並

びに第133条((延払条件付譲渡に係る所得税額の延納の手続等))から第137条((延納税額に係る延滞税の特例))までの規定を準用することとされています。

税務署長は延納の許可をする場合には、その延納に係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額に相当する担保を徴さなければなりません。ただし、その延納に係る所得税及び復興特別所得税につき、その額が50万円以下で、かつ、その延納の期間が3年以下である場合には、この限りではありません。

(3) 非居住者給与等申告書に係る納付

① 非居住者給与等申告書を提出した者は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる金額に相当する復興特別所得税をその非居住者給与等申告書の提出期限までに、国に納付しなければなりません。

i 6(3)ニ(ハ)に掲げる金額がある場合

・・・・・・・・ 6(3)ハに掲げる金額と6(3)ニ(ハ)に掲げる金額との合計額

ii i以外の場合 ・・・・・・・・ 6(3)ハに掲げる金額

② 復興特別所得税を納付する場合(※1)において、所得税法第172条第3項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるとき(※2)は、その復興特別所得税は、その所得税に併せて納付しなければなりません。

※1 国税通則法第35条第2項の規定により復興特別所得税を納付する場合を含みます。

※2 国税通則法第35条第2項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるときを含みます。

(注) この②による復興特別所得税及び所得税の納付があった場合には、その納付額を併せて納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の納付があったものとされます。

8 申告による源泉徴収特別税額等の還付等(復興財確法19)

(1) 復興特別所得税申告書に係る還付

① 復興特別所得税申告書の提出があった場合において、その復興特別所得税申告書に6(1)ニ又はへに掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、その復興特別所得税申告書を提出した者に対し、その金額に相当する復興特別所得税又は予納特別税額を還付します。

ただし、復興特別所得税申告書に記載された6(1)ニに係る源泉徴収特別税額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しません。

また、予納特別税額に係る還付金の還付をする場合において、復興特別所得税申告書に係る

年分の予納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、還付される予納特別税額に対応する金額を併せて還付します。

- ② 還付する復興特別所得税(予納特別税額に係る還付金及び予納特別税額に係る還付金に対応する延滞税を含みます。)は、所得税法第138条((源泉徴収税額等の還付))又は第139条((予納税額の還付))の規定により還付する年分が同一である所得税に併せて還付します。

(注) 復興特別所得税及び所得税の還付があった場合には、その還付額を併せて還付する復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の還付があったものとされます。

- ③ 復興特別所得税及び所得税の申告書の提出により復興特別所得税及び所得税を還付する場合は、所得税法第138条第3項及び第4項並びに第139条第3項から第5項までの規定により計算した還付加算金を付して還付します。

なお、復興特別所得税及び所得税の還付加算金の計算は、その年分の復興特別所得税及び所得税に係る還付金の合計額により行います(復興財確法24⑤)。

また、復興特別所得税及び所得税に係る還付加算金の端数計算は、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなして行います(復興財確法24⑥)。

(注) 算出された還付加算金をその計算の基礎となった復興特別所得税及び所得税に係る還付金の額にそれぞれ按分した額に相当する金額が復興特別所得税又は所得税に係る還付加算金の額となります。

(2) 退職所得の選択課税による還付のための申告書に係る還付

- ① 退職所得の選択課税による還付のための申告書の提出があった場合には、税務署長は、その退職所得の選択課税による還付のための申告書を提出した者に対し、6(4)ハに掲げる金額に相当する復興特別所得税を還付します。

ただし、退職所得の選択課税による還付のための申告書に記載された6(4)ロに掲げる復興特別所得税の額(※)のうちはまだ納付されていないものがあるときは、還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しません。

※ 6(4)ロに掲げる復興特別所得税の額は、「第4 1 源泉徴収義務等」により徴収されるべきものに限りません。

- ② 還付する復興特別所得税は、所得税法第173条第2項の規定により還付する年分が同一である所得税に併せて還付します。

(注) 復興特別所得税及び所得税の還付があった場合には、その還付額を併せて還付する復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の還付

があったものとされます。

- ③ 退職所得の選択課税による還付のための申告書の提出により復興特別所得税及び所得税を還付する場合は、所得税法第173条第4項の規定により計算した還付加算金を付して還付します。

なお、復興特別所得税及び所得税の還付加算金の計算は、その年分の復興特別所得税及び所得税に係る還付金の合計額により行います(復興財確法24⑤)。

また、復興特別所得税及び所得税に係る還付加算金の端数計算は、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなして行います(復興財確法24⑥)。

- (注) 算出された還付加算金をその計算の基礎となった復興特別所得税及び所得税に係る還付金の額にそれぞれ按分した額に相当する金額が復興特別所得税又は所得税に係る還付加算金の額となります。

9 青色申告(復興財確法20)

- ① 青色申告の承認を受けている者は、復興特別所得税申告書及び復興特別所得税申告書に係る修正申告書(以下「復興特別所得税申告書等」といいます。)について、青色申告書により申告をすることができます。
- ② 個人が青色申告の承認を取り消された場合には、その取消しに係る年分以後の各年分の復興特別所得税についてその個人が青色申告書により提出した復興特別所得税申告書等は、青色申告書以外の申告書とみなされます。

10 更正の請求の特例(復興財確法21)

- ① 所得税法第152条((各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例))の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人及び包括受遺者を含みます。)のその復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる各種所得の金額について、一定の事実が生じたことにより、国税通則法第23条第1項各号((更正の請求))の事由が生じた場合について準用されます。
- ② 所得税法第153条((前年分の所得税額等の更正等に伴う更正の請求の特例))の規定は、個人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る6(1)ロ、ハ若しくはホに掲げる金額が過大となる時、又は6(1)ニ若しくはヘに掲げる金額が過少となる時について準用されます。

なお、6(1)ロ、ハ若しくはホに掲げる金額又は6(1)ニ若しくはヘに掲げる金額は、これらの金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額となります。

- i 確定申告書に記載すべき所得税法第120条第1項第1号若しくは第3号から第8号まで又は

第123条第2項第1号若しくは第5号から第8号まで((確定損失申告))に掲げる金額

ii 復興特別所得税申告書に記載すべき上記6(1)イからへまでに掲げる金額

11 更正及び決定(復興財確法22)

- ① 復興特別所得税及び所得税に係る更正又は決定は、年分が同一であるこれらの税に係る更正又は決定に併せて行わなければなりません。
- ② 所得税法第155条第2項((青色申告書に係る更正))の規定は、更正通知書にその理由を付記して行う所得税の更正と併せて行う復興特別所得税の更正について準用されます。

12 更正等又は決定による源泉徴収特別税額等の還付等(復興財確法23)

- ① 個人の各年分の復興特別所得税につき国税通則法第25条((決定))の規定による決定があった場合において、その決定に係る6(1)ニに掲げる金額があるときは、税務署長は、その個人に対し、その金額に相当する復興特別所得税を還付します。
- ② 個人の各年分の復興特別所得税につき更正等があった場合において、その更正等により6(1)ニに掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する復興特別所得税を還付します。

(注) 更正等とは、更正及びその復興特別所得税についての更正の請求に対する処分又は国税通則法第25条の規定による決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決をいいます。

- ③ ①及び②の場合において、これらの規定による還付金の額の計算の基礎となった6(1)ニに規定する源泉徴収特別税額のうちまだ納付されていないものがあるときは、①及び②の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しません。
- ④ 個人の各年分の復興特別所得税につき国税通則法第25条の規定による決定があった場合において、その決定に係る6(1)へに掲げる金額があるときは、税務署長は、その個人に対し、その金額に相当する予納特別税額(⑤及び⑥において「予納特別税額」といいます。)を還付します。
- ⑤ 個人の各年分の復興特別所得税につき更正等があった場合において、その更正等により6(1)へに掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する予納特別税額を還付します。
- ⑥ 税務署長は、①及び②の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する年分の予納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される予納特別税額に対応する金額を併せて還付します。
- ⑦ ①、②、④、⑤及び⑥の規定により復興特別所得税を還付する場合において、所得税法第

159条((更正又は決定による源泉徴収税額等の還付))又は第160条((更正又は決定による予納税額の還付))の規定により還付する年分が同一である所得税があるときは、その復興特別所得税は、その所得税に併せて還付するものとします。

⑧ ⑦の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があった場合においては、その還付額を上記⑦の規定により併せて還付する復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の還付があったものとします。

⑨ 更正等又は決定により復興特別所得税及び所得税を還付する場合は、所得税法第159条第4項及び第5項並びに第160条第4項から第6項までの規定により計算した還付加算金を付して還付します。

なお、復興特別所得税及び所得税の還付加算金の計算は、その年分の復興特別所得税及び所得税に係る還付金の合計額により行います(復興財確法24⑤)。

また、復興特別所得税及び所得税に係る還付加算金の端数計算は、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなして行います(復興財確法24⑥)。

(注) 算出された還付加算金をその計算の基礎となった復興特別所得税及び所得税に係る還付金の額にそれぞれ按分した額に相当する金額が復興特別所得税又は所得税に係る還付加算金の額となります。

13 課税標準の端数計算等(復興財確法24)

① 個人に係る復興特別所得税の課税標準の端数計算については、国税通則法第118条((国税の課税標準の端数計算等))の規定にかかわらず、その課税標準に1円未満の端数があるとき、又はその全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

② 個人に係る納付すべき復興特別所得税の確定金額の端数計算及びその復興特別所得税の基準所得税額である所得税(附帯税を除きます。③において同じです。)の確定金額の端数計算については、国税通則法第119条((国税の確定金額の端数計算等))の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によって行い、その合計額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

③ 個人に係る還付すべき復興特別所得税及び所得税に係る還付金等(※)の額の端数計算については、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを行います。

※ 国税通則法第56条第1項((還付))に規定する還付金等をいいます。「14 充当の特例」及び「第4 3 年末調整」において同じです。

④ 個人に係る納付すべき復興特別所得税及び所得税に係る附帯税並びにこれらの附帯税の免除に係る金額(④から⑥及び「第4 4 源泉徴収に係る復興特別所得税の課税標準の端数計算等」において「附帯税等」といいます。)の計算については、その計算の基礎となるべきその年分の

復興特別所得税及び所得税の合計額によって行い、算出された附帯税等をその計算の基礎となった復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する金額を復興特別所得税又は所得税に係る附帯税等の額とします。

- ⑤ 個人に係る還付すべき復興特別所得税及び所得税に係る還付加算金(※)の計算については、その年分の復興特別所得税及び所得税に係る還付金の合計額又は復興特別所得税及び所得税に係る過誤納金の合計額によって行い、算出された還付加算金をその計算の基礎となった復興特別所得税及び所得税に係る還付金の額又は復興特別所得税及び所得税に係る過誤納金の額にそれぞれ按分した額に相当する金額を復興特別所得税又は所得税に係る還付加算金の額とします。

※ 「還付加算金」とは、国税通則法第58条第1項((還付加算金))に規定する還付加算金をいいます。

- ⑥ ④及び⑤により復興特別所得税及び所得税に係る附帯税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを行います。

○復興特別所得税及び所得税の端数計算

		所 得 税	復 興 特 別 所 得 税
確 定 申 告	課税標準の端数計算	1,000円未満切捨て(通法118①)	1円未満切捨て(復興財確法24①)
	確定金額の端数計算	復興特別所得税及び所得税の確定金額の合計額の100円未満切捨て(復興財確法24②)	
附 帯 税 賦 課 決 定 等	附帯税等の基礎となる 税額	納付(増加)する復興特別所得税及び所得税の合計額(合計額の10,000円未満の端数切捨て(復興財確法24④、通法118③))	
	附帯税額の端数計算	復興特別所得税及び所得税の附帯税の確定金額の合計額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満(加算税に係るものについては、5,000円未満)であるときは、その端数金額又はその全額を切捨て(復興財確法24⑥、通法119④)	
	復興特別所得税及び所得 税に係る附帯税等の按分	算出された附帯税等を計算の基礎となった復興特別所得税及び所得税の額で按分(復興財確法24④)	
還 付 等	還付金等の額の端数計算	還付すべき復興特別所得税及び所得税に係る還付金等の合計額の1円未満を切捨て(復興財確法24③、通法120①) 還付すべき復興特別所得税及び所得税に係る還付金等の合計額が1円未満であるときは、その額を1円とする。(復興財確法24③、通法120②)	
	復興特別所得税及び所得 税に係る還付金等の按分	計算の基礎となった復興特別所得税及び所得税の額で按分(復興財確法24④)	
	還付加算金の基礎となる 金額	復興特別所得税及び所得税に係る還付金等の合計額 (10,000円未満の端数を切捨て(復興財確法24⑤、通法120④))	
	還付加算金の端数計算	復興特別所得税及び所得税に係る還付加算金の確定金額の合計額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切捨て(復興財確法24⑥、通法120③)	
	復興特別所得税及び所得 税に係る還付加算金の 按分	算出された還付加算金を計算の基礎となった復興特別所得税及び所得税に係る還付金等の額でそれぞれ按分(復興財確法24⑤)	

～質疑応答～

【問】復興特別所得税及び所得税の加算税の計算は、「復興特別所得税及び所得税の合計額によって行い」とされ、また、「復興特別所得税及び所得税に係る附帯税等の計算をする場合の端数計算は、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを行う」とされていますが、具体的な加算税の計算はどのようになりますか。

【答】加算税の計算は、復興特別所得税及び所得税の合計額を計算の基礎として行うこととされ、算出された税額をその計算の基礎となった復興特別所得税及び所得税の額で按分した額に相当する金額をそれぞれ復興特別所得税及び所得税に係る加算税の額とすることと規定されています。(復興財確法 24④)

したがって、更正・決定等による復興特別所得税及び所得税の納付すべき税額の合計額を加算税の計算の基礎とすることとなります。

また、加算税の端数計算は、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなして行うこととされていますから、加算税の計算の基礎となる税額及び加算税の確定金額の端数計算は、それぞれその合計額を基に行うこととなります。(復興財確法 24⑥)

14 充当の特例(復興財確法25)

還付金等又は還付加算金を未納の復興特別所得税及び所得税に充当するときは、これらの税に併せて充当(※)しなければなりません。

※ 「充当」とは、「**第4 3 年末調整**」で用いる場合を除き、国税通則法第57条第1項((充当))の規定による充当をいいます。

(注) 充当があった場合においては、その充当に係る金額を納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の充当があったものとします。

第3 法人の納税義務

1 法人に係る復興特別所得税の課税標準(復興財確法26)

法人に係る復興特別所得税の課税標準は、その法人の基準所得税額です。

(注) 基準所得税額については、「第1 総則 5 基準所得税額」を参照してください。

2 法人に係る復興特別所得税の税率(復興財確法27)

法人に係る復興特別所得税の額は、その法人の基準所得税額に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額です。

【算式】 復興特別所得税の額 = 基準所得税額 × 2.1%

第4 源泉徴収

1 源泉徴収義務等(復興財確法28)

(1) 源泉徴収義務者及び対象となる所得の範囲

所得税を徴収して納付すべき者(※1)は、その徴収(平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に行うべきものに限ります。)の際、復興特別所得税を併せて徴収し、その所得税の法定納期限(※2)までに、その復興特別所得税をその所得税に併せて国に納付しなければなりません。なお、所得税法第4編第7章((源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収))の規定は、この規定により徴収して納付すべき復興特別所得税について準用します。

※1 次の規定により所得税を徴収して納付すべき者をいいます。

- i 所得税法第4編第1章((利子所得及び配当所得に係る源泉徴収))から第6章((源泉徴収に係る所得税の納期の特例))
- ii 租税特別措置法第3条の3第3項((国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等))
- iii 租税特別措置法第6条第2項((民間国外債等の利子の課税の特例))(同条第11項において準用する場合を含みます。)
- iv 租税特別措置法第8条の3第3項((国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等))
- v 租税特別措置法第9条の2第2項((国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例))
- vi 租税特別措置法第9条の3の2第1項((上場株式等の配当に係る源泉徴収義務等の特例))
- vii 租税特別措置法第9条の6第4項((外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例))
- viii 租税特別措置法第37条の11の4第1項((特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例))
- ix 租税特別措置法第41条の9第3項((懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等))
- x 租税特別措置法第41条の12第3項((償還差益等に係る分離課税等))
- xi 租税特別措置法第42条第1項((免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例))

※2 国税通則法第2条第8号((定義))に規定する法定納期限をいいます。

(2) 源泉徴収すべき復興特別所得税の税率

前述(1)の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、前述(1)※1の規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額です。

【算式】 源泉徴収すべき復興特別所得税の額 = 源泉徴収すべき所得税の額 × 2.1%
--

(3) 所得税の還付

次に掲げる規定により所得税の還付をすべき者は、その還付の際、その還付をする所得税の額に100分の2.1を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税を、その所得税に併せてその所得税の還付を受ける者に対して還付しなければなりません。

i 租税特別措置法第37条の11の4第3項((特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例))又は第37条の11の6第7項((源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例))の規定

・・・これらの規定により平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に行うべき還付

ii 租税特別措置法第41条の12第5項又は第6項((償還差益等に係る分離課税等))の規定

・・・これらの規定により平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に発行された租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債について行うべき還付

(4) その他

① 所得税法第215条(※)の規定により所得税の徴収が行われたものとみなされる場合には、その所得税の額につき前述(1)による復興特別所得税の徴収が行われたものとみなします。

※ 租税特別措置法第42条第2項第1号((免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例))の規定により読み替えて適用される場合を含みます。

② この1の規定により復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があった場合においては、その徴収及び納付又は還付をすべき金額の102.1分の2.1に相当する額の復興特別所得税及び102.1分の100に相当する額の所得税の徴収及び納付又は還付があったものとします。

2 居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例(復興財確法 29)

居住者に対して支払うべき所得税法第 183 条第 1 項に規定する給与等について徴収すべき次に掲げる所得税の額及び復興特別所得税の額は、次に掲げる規定にかかわらず、次に定める金額とすることができます。

i 所得税法第 185 条第 1 項((賞与以外の給与等に係る徴収税額))又は第 186 条第 1 項((賞与に係る徴収税額))の規定による所得税の額及び前述 1 (2)に規定する復興特別所得税の額

・・・所得税法別表第 2 から別表第 4 までに定める金額及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

ii 所得税法 189 条第 1 項((主たる給与等に係る徴収税額の特例))の規定により計算した所得税の額及び前述 1 (2)に規定する復興特別所得税の額

・・・所得税法 189 条第 1 項に規定する財務大臣が定める方法及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法により計算した金額

(注) 1 財務大臣は、これらの表や計算方法を定めたときは、これを告示します。

(注) 2 この 2 の規定により所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付があった場合においては、その徴収及び納付した金額の 102.1 分の 2.1 に相当する額の復興特別所得税及び 102.1 分の 100 に相当する額の所得税の徴収及び納付があったものとします。

3 年末調整(復興財確法 30)

所得税法第 190 条((年末調整))に規定する給与等の支払者が、同条に規定する居住者に対してその年最後に支払う給与等につき所得税及び復興特別所得税を徴収する場合において、後述の i に掲げる合計額が ii に掲げる合計額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税及び復興特別所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収してその所得税の法定納期限までに国に納付しなければなりません。

i 所得税法第 183 条第 1 項の規定により徴収された、又は徴収されるべき所得税の額及び前述 1 (1)の規定により徴収された、又は徴収されるべき復興特別所得税の額の合計額

ii 所得税法第 190 条第 2 号に掲げる税額(※ 1)及びその税額に 100 分の 2.1 を乗じて計算した復興特別所得税の額の合計額(※ 2)

※ 1 租税特別措置法第 41 条の 2 の 2 第 1 項((年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用した後の税額

※ 2 その合計額に 100 円未満の端数があるとき、又はその合計額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額

(注) 1 所得税法第 191 条から第 193 条まで((過納金の還付等))の規定は、上述の規定による充当又は納付が行われる場合について準用します。

(注) 2 上述の規定により所得税及び復興特別所得税の充当若しくは納付又は還付若しくは徴収があった場合においては、その充当若しくは納付又は還付若しくは徴収した金額の 102.1 分の 2.1 に相当する額の復興特別所得税及び 102.1 分の 100 に相当する額の所得税の充当若しくは納付又は還付若しくは徴収があったものとしします。

4 源泉徴収に係る復興特別所得税の課税標準の端数計算等(復興財確法 31)

- ① 源泉徴収に係る復興特別所得税(附帯税を除きます。②において同じです。)の課税標準の端数計算については、国税通則法第 118 条((国税の課税標準の端数計算等))の規定は、適用しません。
- ② 源泉徴収に係る復興特別所得税の確定金額の端数計算及びその復興特別所得税の基準所得税額である所得税(附帯税を除きます。)の確定金額の端数計算については、国税通則法第 119 条((国税の確定金額の端数計算等))の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によって行い、その合計額に 1 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- ③ 前述「第 2 13 課税標準の端数計算等」③から⑥は源泉徴収に係る復興特別所得税及び所得税の還付金等、附帯税等又は還付加算金の計算について、前述「第 2 14 充当の特例」は、還付金等又は還付加算金を未納の源泉徴収に係る復興特別所得税及び所得税に充当する場合について、それぞれ準用します。

5 租税条約の適用がある場合の特例(復興財確法 33③)

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「実特法」といいます。)第 3 条の 2 第 1 項に規定する配当等(租税条約に規定する配当、利子若しくは使用料(租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含みます。))又はその他の所得で、所得税法の施行地にその源泉があるものをいいます。)のうち、限度税率(※)を定める租税条約の規定の適用があるものであって、その適用を受ける限度税率が実特法第 3 条の 2 第 1 項、第 3 項、第 5 項、第 7 項若しくは第 9 項に規定する所得税法及び租税特別措置法の規定に規定する税率以下であるもの又は所得税及び復興特別所得税の免除を定める租税条約の適用があるものについては、復興財確法第 9 条及び第 26 条から第 28 条までの規定(実特法第 3 条の 2 第 7 項に規定する第三国団体配当等に係るもの又は居住者が支払いを受ける同法第 3 条の 2 第 9 項に規定する特定配当等に係るものについては復興財確法第 28 条の規定)は適用されません。

※ 租税条約において相手国居住者等に対する課税につき一定の税率又は一定の割合で計算した金額を超えないものとしている場合におけるその一定の税率又は一定の割合をいいます(実特法 2 五)。

第5 雑則

1 国税職員の質問検査権等(復興財確法32)

国税庁、国税局若しくは税務署の職員は、復興特別所得税に関する調査について必要があるときは、復興特別所得税の納税義務がある者等に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又はその物件の提示若しくは提出を求めることができます。また、調査に必要があるときは、その調査において提出された物件を留め置くことができます。

なお、国税庁、国税局又は税務署の職員は、質問、検査、提示若しくは提出の要求等をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければなりません。

また、この質問又は検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものではありません。

2 復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等(復興財確法33)

(1) その他の法令の規定の読み替え

復興特別所得税に係る所得税法その他の法令の規定の適用について必要な読み替え規定が設けられています。

(2) 更正決定等の期間制限の特例等

- ① 国税通則法第71条第1項第1号((国税の更正、決定等の期間制限の特例))及び第123条第1項((納税証明書の交付等))の規定の適用については、所得税及び復興特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなします。
- ② 所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法第58条第1項第1号イ((還付加算金))に規定する更正決定等(以下「更正決定等」といいます。)について不服申立てがされている場合において、その所得税又は復興特別所得税と納税義務者及び年分が同一である他の復興特別所得税又は所得税についてされた更正決定等があるときは、同法第90条第1項若しくは第2項((他の審査請求に伴うみなす審査請求))、第104条第2項((併合審理等))又は第115条第1項第2号((不服申立ての前置等))の規定の適用については、その他の復興特別所得税又は所得税についてされた更正決定等は、その所得税又は復興特別所得税の同法第19条第1項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなします。

第6 罰則

復興特別所得税に係る罰則は次のとおりです。(復興財確法34～39)

①	偽りその他不正の行為により復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金(※1)
②	復興特別所得税申告書等をその提出期限までに提出しないことにより復興特別所得税を免れた者	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金(※1)
③	偽りその他不正の行為により、源泉徴収されるべき復興特別所得税を免れた者	10年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金(※1)
④	源泉徴収して納付すべき復興特別所得税を納付しなかった者	10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金(※1)
⑤	正当な理由がなく復興特別所得税申告書等をその提出期限までに提出しなかった者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(※2)
⑥	イ 国税職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 ロ 物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
⑦	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して①から⑥の違反行為をしたとき	その法人又は人に対してそれぞれ①から⑥の罰金

※1 懲役刑及び罰金刑は併科される場合があり、また、情状により罰金を減額される場合があります。

※2 情状により、刑が免除される場合があります。